

## 愛媛県特別栽培農産物等認証表示基準

### 1 認証マークの使用と作成

栽培責任者及び精米責任者は、愛媛県特別栽培農産物等認証要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項に規定する通知を受けた確認責任者又は要綱第10条第2項による通知を受けた精米確認者の指導のもと、認証マークを作成し、使用することができる。

### 2 認証マークの規格及びデザイン

- (1) 認証マークの寸法は、原則として、縦横3センチメートル以上15センチメートル以下とする。
- (2) 認証マークのデザインは、原則として、別表のとおりとする。
- (3) 確認責任者及び精米確認者は、容器包装類の制約により別表に定める配色と異なる認証マークを印刷する場合及び大きさの異なる認証マークを印刷する場合には、あらかじめ県に協議をして、その承認を得るものとする。

### 3 認証マーク等の使用方法

- (1) 認証マークは、原則として、容器包装類若しくは農産物への貼付又は容器包装類への印刷によるものとする。
- (2) 栽培責任者及び精米責任者は、認証マークの使用実績を記録するものとする。
- (3) 確認責任者等が、認証制度のPRを行うために認証マーク等を使用する場合には、あらかじめ県に協議をして、その承認を得るものとする。

### 4 生産情報の表示事項及び表示方法

#### (1) 表示事項

##### ① 一括表示による表示事項

ア 愛媛県認証基準による旨

イ 栽培責任者又は産地責任者並びに確認責任者の住所、氏名及び連絡先（団体にあつては、団体の名称、代表者名、所在地及び連絡先）

ウ 精米については、栽培責任者又は産地責任者並びに確認責任者、精米確認者の住所、氏名及び連絡先（団体にあつては、団体の名称、代表者名、所在地及び連絡先）

エ 節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）の節減割合

オ 特別栽培農産物又は特別栽培米、農薬化学肥料不使用農産物並びに県認証農産物に該当する場合は、その旨

##### ② セット表示による表示事項

ア 一括表示による表示事項

イ 節減対象農薬の名称、用途及び使用回数

#### (2) 表示方法

- ① 表示は、栽培責任者又は精米責任者がセット表示を行わなければならない。ただし、(1)②イを別に公表する場合には、一括表示によることができるものとする。

- ② 一括表示は、他と明りょうに区分される枠内に表示する。
- ③ セット表示及び一括表示は、原則として容器包装類に印刷又は貼付するものとし、これによることが困難な場合には、チラシ等の添付や一括表示にホームページのアドレス等を記載することにより消費者等が当該情報を入手する手段を確保するものとする。

## 5 表示の禁止事項

次に掲げる事項は、表示してはならない。

- (1) 一括表示の枠内における、この表示基準に示した表示事項以外の事項の表示
- (2) 「天然栽培」、「自然栽培」、「無農薬」、「減農薬」、「無化学肥料」、「減化学肥料」等の用語（ただし、従来の明確な基準による農法で自然等の表示を冠するものは除く。）
- (3) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (4) 通常の栽培方法により栽培された農産物より著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (5) この表示基準の表示事項と矛盾する用語
- (6) 当該農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他の表示

(表示の例 特別栽培農産物等の一括表示の場合)

- (1) 5割以上の節減対象農薬と化学肥料を削減する栽培

愛媛県認証基準による表示	
特別栽培農産物	
節 減 対 象 農 薬	： 愛媛県基準比 ○割減
化学肥料（窒素成分）	： 愛媛県基準比 ○割減
産地責任者又は栽培責任者	氏名、住所、連絡先
確認責任者	団体名、所在地、代表者氏名、連絡先
県の認証状況	<a href="http://www.pref.ehime.jp">http://www.pref.ehime.jp</a>
節減対象農薬の使用状況	<a href="http://www.kkkkkk-ehime.jp">http://www.kkkkkk-ehime.jp</a>

(節減対象農薬：化学合成農薬から有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬を除外したもの)

- (2) 節減対象農薬と化学肥料を使用しない栽培

愛媛県認証基準による表示	
農薬・化学肥料不使用農産物	
節 減 対 象 農 薬	： 栽培期間中不使用
化学肥料（窒素成分）	： 栽培期間中不使用
産地責任者又は栽培責任者	氏名、住所、連絡先
確認責任者	団体名、所在地、代表者氏名、連絡先
県の認証状況	<a href="http://www.pref.ehime.jp">http://www.pref.ehime.jp</a>
節減対象農薬の使用状況	<a href="http://www.llllll-ehime.jp">http://www.llllll-ehime.jp</a>

(節減対象農薬：化学合成農薬から有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬を除外したもの)

(3) 3割以上5割未満の節減対象農薬と化学肥料を削減する栽培

愛媛県認証基準による表示	
県認証農産物	
節 減 対 象 農 薬	： 愛媛県基準比 ○割減
化学肥料（窒素成分）	： 愛媛県基準比 ○割減
産地責任者又は栽培責任者	氏名、住所、連絡先
確認責任者	団体名、所在地、代表者氏名、連絡先
県の認証状況	<a href="http://www.pref.ehime.jp">http://www.pref.ehime.jp</a>
節減対象農薬の使用状況	<a href="http://www.mmmmmm-ehime.jp">http://www.mmmmmm-ehime.jp</a>

(節減対象農薬：化学合成農薬から有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬を除外したもの)

(表示の例 精米の一括表示の場合)

(1) 5割以上の節減対象農薬と化学肥料を削減する栽培

愛媛県認証基準による表示	
特別栽培米	
節 減 対 象 農 薬	： 愛媛県基準比 ○割減
化学肥料（窒素成分）	： 愛媛県基準比 ○割減
産地責任者又は栽培責任者	氏名、住所、連絡先
確認責任者	団体名、所在地、代表者氏名、連絡先
精米確認者	団体名、所在地、代表者氏名、連絡先
県の認証状況	<a href="http://www.pref.ehime.jp">http://www.pref.ehime.jp</a>
節減対象農薬の使用状況	<a href="http://www.nnnnnn-ehime.jp">http://www.nnnnnn-ehime.jp</a>

(節減対象農薬：化学合成農薬から有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬を除外したもの)

(2) 節減対象農薬と化学肥料を使用しない栽培

愛媛県認証基準による表示	
農薬・化学肥料不使用農産物	
節 減 対 象 農 薬	： 栽培期間中不使用
化学肥料（窒素成分）	： 栽培期間中不使用
産地責任者又は栽培責任者	氏名、住所、連絡先
確認責任者	団体名、所在地、代表者氏名、連絡先
精米確認者	団体名、所在地、代表者氏名、連絡先
県の認証状況	<a href="http://www.pref.ehime.jp">http://www.pref.ehime.jp</a>
節減対象農薬の使用状況	<a href="http://www.oooooo-ehime.jp">http://www.oooooo-ehime.jp</a>

節減対象農薬：化学合成農薬から有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬を除外したもの)

(3) 3割以上5割未満の節減対象農薬と化学肥料を削減する栽培

愛媛県認証基準による表示	
県認証農産物	
節 減 対 象 農 薬 : 愛媛県基準比 ○削減 化学肥料(窒素成分) : 愛媛県基準比 ○削減	
産地責任者又は栽培責任者	氏名、住所、連絡先
確認責任者	団体名、所在地、代表者氏名、連絡先
精米確認者	団体名、所在地、代表者氏名、連絡先
県の認証状況	<a href="http://www.pref.ehime.jp">http://www.pref.ehime.jp</a>
節減対象農薬の使用状況	<a href="http://www.pppppp-ehime.jp">http://www.pppppp-ehime.jp</a>

(節減対象農薬：化学合成農薬から有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬を除外したもの)

(表示の例 養液栽培の一括表示の場合)

(1) 3割以上の節減対象農薬を削減する栽培

愛媛県認証基準による表示	
県認証農産物(養液栽培)	
節 減 対 象 農 薬 : 愛媛県基準比 ○削減	
産地責任者又は栽培責任者	氏名、住所、連絡先
確認責任者	団体名、所在地、代表者氏名、連絡先
県の認証状況	<a href="http://www.pref.ehime.jp">http://www.pref.ehime.jp</a>
節減対象農薬の使用状況	<a href="http://www.qqqqqq-ehime.jp">http://www.qqqqqq-ehime.jp</a>

(節減対象農薬：化学合成農薬から有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬を除外したもの)

(表示の例 特別栽培農産物等のセット表示の場合)

(1) 5割以上の節減対象農薬と化学肥料を削減する栽培

愛媛県認証基準による表示	
特別栽培農産物	
節 減 対 象 農 薬 : 愛媛県基準比 ○削減 化学肥料(窒素成分) : 愛媛県基準比 ○削減	
産地責任者又は栽培責任者	氏名、住所、連絡先
確認責任者	団体名、所在地、代表者氏名、連絡先
県の認証状況	<a href="http://www.pref.ehime.jp">http://www.pref.ehime.jp</a>
節減対象農薬の使用状況	下記に記載

(節減対象農薬：化学合成農薬から有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬を除外したもの)

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数(成分数)	使用資材名	用途	使用回数(成分数)

別表

### 特別栽培農産物等の認証マークのデザイン

区分	農薬・化学肥料不使用農産物	特別栽培農産物
デザイン		

区分	県認証農産物	県認証農産物(養液栽培)
デザイン		